

低所得世帯支援特別給付金(3万円/1世帯)のご案内

※口座を変更されない場合、手続きは不要です

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、1世帯3万円を支給します。

給付金の手続方法

同封の「支給のお知らせ」の中身を確認してください。

支給口座及び確認事項に間違いなければ、特に手続き不要です。

- ・口座の変更を希望される方、
- ・**■確認事項** に該当しない等の理由により、

給付金受取を拒否される方のみ、「支給のお知らせ」裏面に記載の上、7月5日(水)まで申出(提出)ください。※同日消印有効

支給方法 口座振込

支給口座 ○○銀行 ○○支店 普通
0000**** 口座名義 卍

過去の非課税世帯向けの給付金の振込口座を記載していますので御確認ください。

支給額 30,000円

支給日 後日郵送でお知らせします。(7月下旬予定)

令和5年7月5日(水)までに申出(提出)がない場合は、上記記載の口座への振込手続を開始します。

上記口座とは異なる口座への振込を希望する場合は、裏面へ必要事項を記入し、提出してください。

■確認事項

本給付金は、以下の①～③全てに該当する方に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

- ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に他市町において同様の給付金(3万円)の支給を受けた世帯ではありません。

お問い合わせ

多賀城市保健福祉部社会福祉課「低所得世帯支援特別給付金」

窓口



022(368)1141

受付時間 平日8:30~17:15